

三次市会計年度任用職員（日々雇用）受験案内

職 種 職 の 概 要	<p>中小企業者経営・雇用維持支援事業事務員</p> <p>中小企業者経営・雇用維持支援事業の実施にあたって、申請書類の確認等を行う人員を確保する目的で設置する職であり、書類確認・入力その他給付事業に関連する事務のほか、電話・来客対応も担います。</p>
募 集 人 数	パートタイム（日々雇用）：1人
申 込 受 付 期 間	<p>令和8年3月23日（月）午前9時から 令和8年3月30日（月）午後2時まで ※人員が充足次第、受付を終了します。</p>
業 務 内 容	中小企業者経営・雇用維持支援事業に係る申請受付、申請書記載内容の確認、入力、その他関連する事務全般
受 験 資 格	<p>次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和8年5月7日から令和8年8月31日までの間において、日々雇用登録可能である人 2 商工観光課から勤務の依頼がある場合に、パートタイム（1日あたり7時間45分まで）の勤務が可能である人 <p>※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
受 験 手 続	<ol style="list-style-type: none"> 1 提出書類 <u>履歴書（申込書）</u> 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。 2 提出方法・期限 <ol style="list-style-type: none"> (1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。 (2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「日々雇用登録試験申込」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。
試 験	<p>面接試験（個人ごとの面接による口述試験 約10分） ※面接試験は、申込受付時等に随時行います。</p>

審査・合格～登録	審査	合否については、面接試験、書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合格発表	令和8年3月31日までに、受験者全員に合否の結果を文書又は電話連絡により通知します。なお、電話等での合否の問い合わせにはお答えできません。
	名簿登載 (職種別)	試験合格者は日々雇用登録者名簿に登録されます。日々雇用登録者名簿登録期間は、令和8年8月31日までです。 ※受験資格を満たさない場合は日々雇用資格を失います。
任用	<p>中小企業者経営・雇用維持支援事業遂行のため必要とする都度、名簿登録者の中から、適応性・勤務希望時間・地理的条件・職歴・技能等を踏まえ、適当な方を選定して任用します。</p> <p>任用の際は、商工観光課から電話等の連絡手段により、勤務を依頼します。</p>	
個人情報の取扱い	履歴書（申込書）等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。	
主な勤務条件	登録期間	令和8年5月7日から令和8年8月31日まで ※条件付採用期間有
	勤務場所	三次市役所 商工観光課（三次市十日市中二丁目8番1号）
	勤務時間	1日につき7時間45分まで、商工観光課から勤務を依頼した期間 ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有
	休日	なし
	休暇制度	なし
	給料・報酬	（行政職給料表1-11号給）時間額1,261円 ※1日（7時間45分）勤務した場合は日額9,772円
	手当制度	通勤手当相当費用弁償ほか
	福利厚生	災害補償
	服 務	地方公務員法第30条から第37条の規定が適用されます。
分限・懲戒	地方公務員法第28条（分限）及び第29条（懲戒）の規定が適用されます。	
申 込 ・ 問 合 せ 先	<p>〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号</p> <p>三次市産業振興部商工観光課商工労働・企業誘致係（市役所本館4階）</p> <p>TEL 0824-62-6171 FAX 0824-64-0172</p> <p>受付時間：月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分（祝日を除く）</p>	

※任用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。